

2021年度「沖縄女子短期大学 研究活動等支援員制度」利用者の募集要項

1. 目的

研究活動等支援員制度（以下「本制度」という。）は、沖縄女子短期大学（以下「本学」という。）教職員が休職事由に該当し、復職後に円滑な研究復帰・研究の継続・研究の停滞等を防ぐ等の研究支援により、研究力の維持・向上や研究成果発信等を促し、本学の研究力を向上させることを目的とする。

2. 申請対象者

本制度による申請対象となる研究者は、学校法人嘉数女子学園 就業規則、育児・介護休業等に関する規程の休職事由に該当し、復職後一年以内（※1）の本学専任教員、専任職員とする。本人又は配偶者（※2）が産前産後休暇中、育児休業又は介護休業中等の場合は、申請の対象とはならない。

※1 原則、復職後一年以内の者を対象とする。

※2 届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情がある者を含む。

3. 支援内容

- （1）本制度の支援対象である研究者の授業等の教育活動及び研究活動を支援する。
- （2）当該研究者の監督及び指揮・指導の下において、研究支援業務に従事する研究活動等支援員を配置する。
- （3）研究情報等の取得を円滑にする ICT 環境の整備を支援する。

4. 研究活動等支援員

- （1）研究活動等支援員は、原則、産学連携推進センター 産学連携コーディネーターとする。
- （2）研究活動等支援員としての業務は以下の業務に限るものとする。
 - ・研究活動に必要な補助
 - ・研究データの解析、統計処理
 - ・文献調査
 - ・研究成果発表資料作成
 - ・教育活動に必要な事務的補助
 - ・その他必要な補助

5. 支援期間

2021年12月13日 ～ 2022年3月31日

6. 申請方法

本制度を利用申請する者（採択後は「利用者」という。）は、研究活動等支援員制度利用申請書【別紙1】（両面印刷）、研究業績調書【別紙4】（両面印刷）、及び下記の申請資格確認のための必要書類を応募締切日までに産学連携推進センター（以下「センター」という。）へ提出すること。利用申請書等は、当室ホームページからダウンロードすること。なお、応募締切日までに全ての申請書類を提出していない場合は、申請の対象とならないため、十分に注意すること。

（1）必要書類

- ・研究活動等支援員制度利用申請書【別紙1】（両面印刷）
- ・研究業績調書（直近3年間の研究成果）【別紙4】（両面印刷）
- ・障がい者手帳の写し等（提出が必要な方のみ）
- ・その他、研究活動等支援員を必要とする理由が確認できる書類等

（例）

- ・妊 娠： 母子健康手帳若しくは妊娠届の写し（出産予定日が確認できるもの）
- ・育 児： 子どもの年齢を証明できる書類（健康保険証、住民票の写し等）
- ・介 護： 市町村による要介護又は要支援の認定を証明できるもの（介護保険被保険者証の写し等）
- ・看 護： 病院等の診断書類または看護状況等を記載した理由書（様式不問）
※理由書を提出する場合には採択後、速やかに病院等の証明書類を提出すること。
※書類に不備があった場合は、申請を受理しないため、十分に注意すること。

7. 応募締切日

2021年 11月 30日（火）（厳守）

8. 選考方法

センターにおいて、応募締切日までに提出された利用申請書に記載された内容及び申請資格確認書類を以て申請資格の確認を行い、研究業績及びこれまでの利用状況、センターが主催する事業等への積極的参加及び協力を参考に、当該制度の目的に鑑み慎重かつ厳正な審査を実施し、学長の決裁を経て利用者を決定する。機会の平等性の観点から、過年度の本制度の未採択者を優先することがある。なお、応募者数等の都合等により、支援は申請内容を満たせないこともある。

9. 選考結果の通知

選考の結果については、申請者及び申請者の所属部局長へ通知する。

10. 報告書の提出

利用者は、支援期間終了後、研究活動等支援員制度利用報告書【別紙2】を速やかに産学連携推進センターが指定する期日までに提出すること。

11. 書類提出・問い合わせ先

産学連携推進センター（比嘉）

Tel : 098-882-9001（内線 110）

E-mail : sangaku@owjc.ac.jp

HP : <https://www.owjc.ac.jp/sangaku>

12. 留意事項

- （1）本制度の申請及び選考手続き中に、センターが取得した申請者に関する個人情報及びプライバシーに係る情報は、本制度の選考及び将来の改善に限り利用し、法令に基づき管理する。
- （2）本制度へ申請後、申請書等の記載事項に変更が生じた場合には、速やかにセンターへ連絡すること。
- （3）本制度へ申請及び採択後、利用申請対象者の要件を満たさなくなった場合は、速やかにセンターへ連絡すること。
- （4）センターが主催するイベント等へ積極的に参加すること。
- （5）応募締切以後に、研究活動等支援員制度の利用申請資格を取得した場合には、適宜応募を受け付けることがある。詳しくは、センターへ問い合わせること。
- （6）研究活動等支援員としての業務以外の業務を行っているとは判断される場合には、本制度における採択を取消すこともあるので留意すること。